

令和元(2019)年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査
報 告 書

令和元(2019)年 11 月
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

目 次

1	調査概要	1
2	調査結果	3
3	現状と課題及び今後の方向性	7

集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	10
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局区別]	11
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	12
4	会長・副会長への女性の参加状況	12
5	公募委員への女性の参加状況	12
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	13
7	各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布	29
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	30

参考資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	32
	川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (様式1)	36
	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (様式2)	37

令和元(2019)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

1 調査概要

(1) 目的

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)第6条に定める「女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)であり、第4期川崎市男女平等推進行動計画^{*1}(以下「本市行動計画」という。)の施策「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の全局における事業目標、

①審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに40%となるよう目指す

②女性委員ゼロの審議会等をなくす

の達成状況を把握するため実施しているものである^{*2}。

本市行動計画は、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号施行)」に定める計画であり、本市の施策は、同法第5条に規定する「男女共同参画社会の形成^{*3}は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならない。」に沿ったものである。

国では、男女共同参画社会の形成を目指し、「社会のあらゆる分野において、令和2(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15(2003)年6月男女共同参画推進本部決定)と目標を掲げ、取組を進めてきたが、目標について「必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかった」こともあり、更に実効性のある「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)^{*4}が必要だとしている。(平成27(2015)年12月策定「第4次男女共同参画基本計画」)

これらを踏まえて、本市では、行動計画の施策15「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の取組として、それぞれの審議会等を所管する局本部室区の長と市民文化局長の間で、委員が確定する前に女性の参画に関する協議(以下「事前協議」という。)を実施するとともに、調査を実施し、女性の参加状況と課題及び積極的な取組推進に向けた今後の方向性を報告書として示している。

^{*1} 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成30(2018)年3月に、第4期行動計画が策定された。

^{*2} 参加促進要綱第3条では、「男女ほぼ同数で構成することを最終目標」とし、上記の①②の目標を掲げている。第3期行動計画では、「委員が男女ほぼ同数(40~60%)で構成されている審議会等の数を全体の30%とする」を目標として位置付けていたが、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の割合については、平成29(2017)年度に34.7%と数値を達成したため、第4期行動計画では目標としての位置付けはなくしている。

^{*3} 「男女共同参画社会基本法」第2条第1号において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と規定している。

^{*4} 「男女共同参画社会基本法」第2条第2号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と規定している。

(2) 対象審議会等、調査基準日及び実施期間

- ア 対象審議会等 局本部室区（以下「局区」という。）所管の審議会等
「地方自治法」「川崎市附属機関設置条例」「附属機関等の設置等に関する要綱」等に基づき分類（表1参照）
- イ 調査基準日 令和元(2019)年6月1日現在
- ウ 実施期間 令和元(2019)年6月21日（金）～ 7月12日（金）

表1 対象となる審議会等の分類

附属機関	<u>地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第138条の4第3項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関に設置された部会</u> (川崎市附属機関設置条例第8条) 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第174条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会等	<u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の2) 「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。 (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の3) 「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

※調査基準日(毎年6月1日)現在、①未設置、②休止中(附属機関、部会、専門委員は委嘱している委員がない)の審議会等は除外

(3) 調査様式及び項目

- ア 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (P. 36 様式1参照)
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
 - (イ) 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
 - (ウ) 令和元(2019)年6月1日現在の活動状況
 - (エ) 委員内訳(定数、委員総数、女性委員数、公募委員数)
 - (オ) 会長及び副会長の性別
 - (カ) 委員の任期
 - (キ) 今後の方向性(継続又は解消)
- イ 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (P. 37 様式2参照) *5
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)

*5 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

- (イ) 委員の任期
- (ウ) 現委員の任期満了年月日
- (エ) 女性委員ゼロとなった理由
- (オ) 女性の参加促進計画

2 調査結果

(1) 概要

ア 審議会等委員の女性比率について

31.2% (前年度比 0.5 ポイント増)

目標① 審議会等委員の女性比率が令和 3 (2021) 年度までに 40%となるよう目指す

イ 女性委員ゼロの審議会等について

21 (前年度比 1 増)

目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

(2) 詳細

令和元(2019)年6月1日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況に関する調査結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

ア 審議会等委員の女性比率について

(ア) 審議会等委員の内訳 (表 2 参照)

女性比率は 31.2% (前年度比 0.5 ポイント増)、審議会等の委員総数は 3,022 人で内訳は女性 943 人、男性 2,079 人となっている。なお、委員総数は昨年比に比べ 88 人減少し、内訳は女性 13 人、男性 75 人となっている。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
女性	1,017 人	31.9%	956 人	30.7%	943 人	31.2%
男性	2,175 人	68.1%	2,154 人	69.3%	2,079 人	68.8%
総数	3,192 人	100.0%	3,110 人	100.0%	3,022 人	100.0%

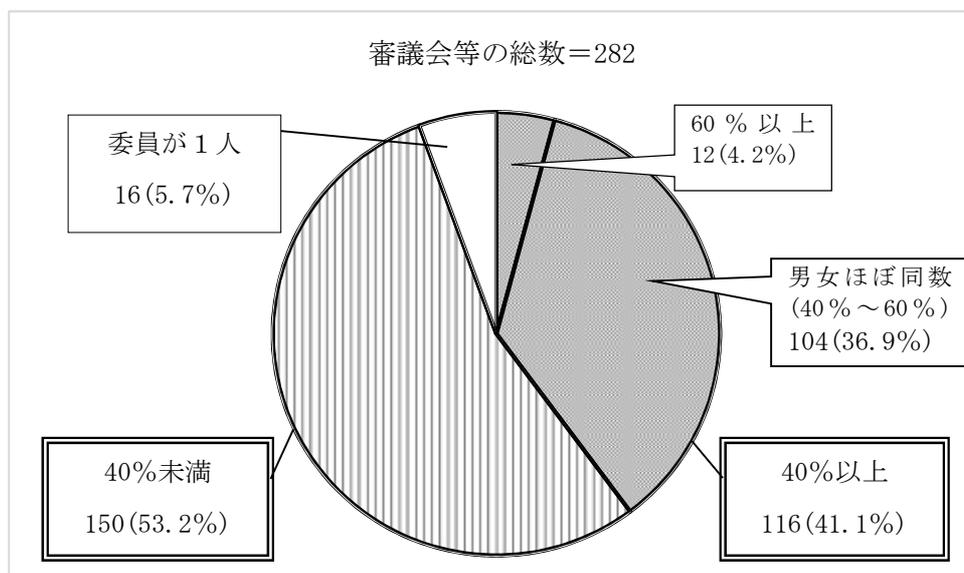
(調査基準日は毎年 6 月 1 日)

(イ) 目標値の達成状況について (図 1 参照)

審議会等の総数は 282 で前年度に比べ 2 減となっている。282 のうち、女性比率 40% を達成した審議会等は 116 で全体の 41.1% を占めている。そのうち男女ほぼ同数 (40% ~ 60%) の審議会等は 104 (36.9%)、60% 以上が 12 (4.2%) となっている。40% 未満は 150 (53.2%) となっている。なお、委員が 1 人で構成されるため比率を把握し

ていない審議会等が 16(5.7%)となっている。

図1 女性比率の目標値 40%の達成状況



(ウ) 局本部室区別の達成状況について (表3参照)

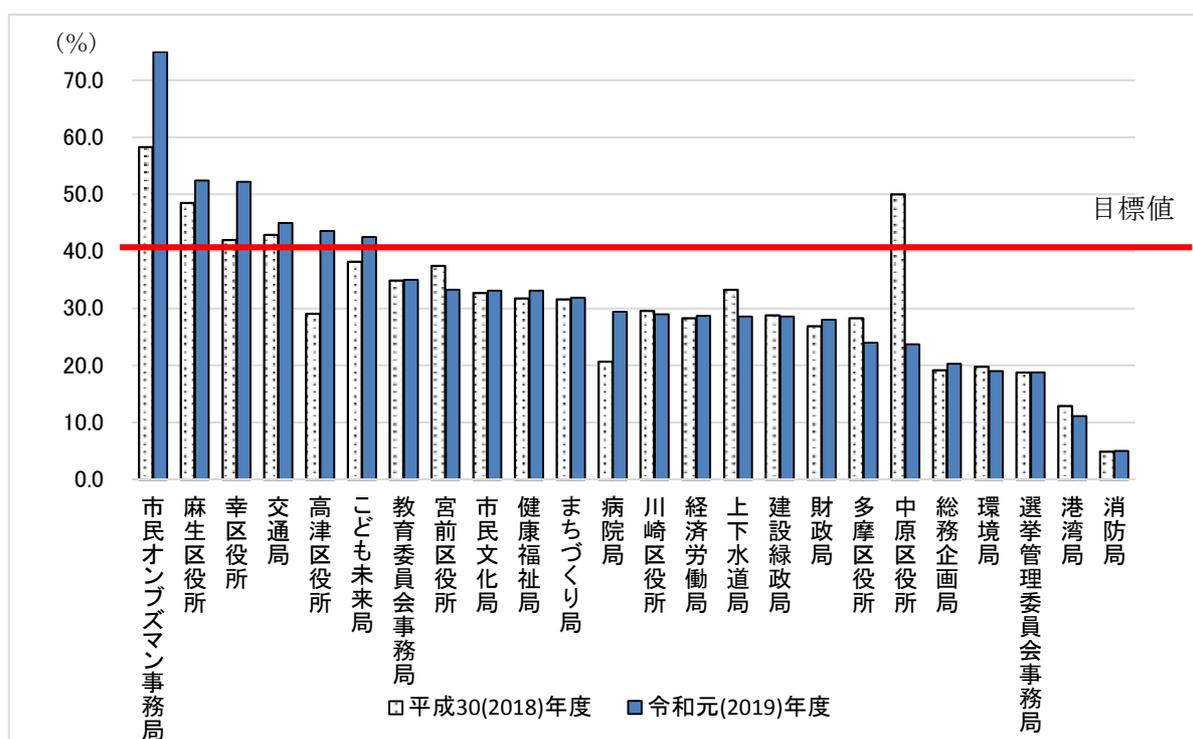
審議会等委員への女性の参加比率が、男女ほぼ同数 (40%~60%) の局区は、昨年度からの麻生区役所、幸区役所、交通局に加えて、今年度から新たに高津区役所、こども未来局が達成し、5局区となっている。なお、前年度から比率が1ポイント以上増加した局区の数10、1ポイント以上減少した局区の数5である。

表3 局区別 女性比率

局本部室区名	平成30(2018)度 女性比率 (B)	令和元(2019)度 女性比率 (A)	女性比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	19.2%	20.3%	1.1
財政局	26.9%	28.0%	1.1
市民文化局	32.7%	33.1%	0.4
経済労働局	28.3%	28.7%	0.4
環境局	19.8%	19.0%	△0.8
健康福祉局	31.8%	33.1%	1.3
こども未来局	38.2%	42.5%	4.3
まちづくり局	31.6%	31.9%	0.3
建設緑政局	28.8%	28.6%	△0.2
港湾局	12.9%	11.1%	△1.8
臨海部国際戦略本部	—	—	—
川崎区役所	29.6%	29.0%	△0.6

幸区役所	42.0%	52.2%	10.2
中原区役所	50.0%	23.7%	△26.3
高津区役所	29.1%	43.6%	14.5
宮前区役所	37.5%	33.3%	△4.2
多摩区役所	28.3%	24.0%	△4.3
麻生区役所	48.5%	52.4%	3.9
会計室	—	—	—
上下水道局	33.3%	28.6%	△4.7
交通局	42.9%	45.0%	2.1
病院局	20.7%	29.4%	8.7
消防局	4.9%	5.0%	0.1
市民オンブズマン事務局	58.3%	75.0%	16.7
教育委員会事務局	34.9%	35.0%	0.1
選挙管理委員会事務局	18.8%	18.8%	0
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	30.7%	31.2%	0.5

図2 局別 女性比率〔比率順〕



イ 女性委員ゼロの審議会等について（表4参照）

女性委員ゼロの審議会等の数は21で総数282のうち7.4%を占めている。前年度と比べ、数としては1増加し、割合としては0.4ポイント増となっている。

昨年度調査でゼロと把握した審議会等20のうち、15は今年度調査でも引き続きゼロ、5はゼロを解消している。しかしながら、今年度調査で新たに6の審議会等が女性委員ゼロとなったため、今年度の女性委員ゼロの審議会等の数は21となっている。21の審議会等の分類は、附属機関が7(33.3%)、部会が13(61.9%)、懇談会等が1(4.8%)となっている。

女性委員ゼロとなった主な理由は専門家・学識経験者に女性が少ないことであり、次いで、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことが挙げられている*6。

なお、女性委員ゼロの解消に向けて、各局では、現員の学識経験者に、女性委員に関する情報提供を求めることや、団体に対し役職にこだわらない幅広い推薦者検討の依頼などが行われている。

表4 女性委員ゼロの審議会等一覧〔局区別〕

財政局(1)	川崎市作業報酬審議会
経済労働局(2)	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会、川崎市農業委員会選考委員会
健康福祉局(8)	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議老人福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議地域福祉専門分科会、川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会、川崎市感染症対策協議会新型インフルエンザ等対策検討委員会、川崎市感染症対策協議会感染症発生動向調査委員会、川崎市指定難病審査会、川崎市指定難病審査会代謝・内分泌系疾患群専門部会
こども未来局(1)	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会母子生活支援施設部会
まちづくり局(3)	川崎市都市計画審議会都市計画道路網のあり方検討小委員会、川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会、川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会
建設緑政局(2)	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会緑化センター部会、川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会
消防局(3)	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンビナート安全対策委員会
教育委員会事務局(1)	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会

*6 P.30「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照

3 現状と課題及び今後の方向性

(1) 現状と課題

ア 現状

(ア) 昨年度調査基準日以降の変動

目標①「審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに40%となるよう目指す」は、令和元(2019)年度は31.2%と、前年度の30.7%から0.5ポイント増となっている。

目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」は、女性委員ゼロの審議会が21と、前年度から1増となっている。

目標①の女性比率が向上した要因としては、昨年度の調査基準日以降、改選を行った審議会等において女性の参加状況が改善したことが挙げられる。表5「審議会等の設置状況別女性の参加状況」のとおり、今年度の調査で比率を把握した審議会等282を、①昨年度の調査基準日以降新たに設置された審議会等、②昨年度から継続的に設置され、かつ、昨年度の調査基準日以降に改選を行った審議会等(以下「継続設置(改選あり)の審議会等」という。)、③昨年度から継続的に設置され、かつ、昨年度の調査基準日以降改選はなかった審議会等の3つに区分すると、②の継続設置(改選あり)の審議会等が99ある。この99の継続設置(改選あり)の審議会等について、昨年度と今年度の女性比率を比較すると、昨年度調査では35.6%(委員数1,320人に対し女性委員数470人)となっているが、今年度調査では38.0%(委員数1,304人に対し女性委員数496人)となっている。継続設置(改選あり)の審議会等のうち、改選を機に女性比率を向上させたものが33あり、さらにそのうち、12の審議会等が比率未達成から比率達成となるなど、改選を機に女性委員を増員させた審議会等が目立ったことが、比率向上に繋がったことが伺える。

しかしながら、全体の女性比率としては0.5ポイント増の微増にとどまった背景として、継続設置(改選あり)の審議会等の数(99)が全体の審議会等数(282)に占める割合は、35.1%となっており、上記の比率向上が全体に及ぼした影響は軽微に留まったこと、また昨年度と同様、女性比率の高かった審議会等が終了となった影響等が考えられる。

表5 審議会等の設置状況別女性の参加状況

	審議会等の数	女性比率(女性人数/委員総数)	
新規	25	29.3 (61人/208人)	
継続	改選あり	99	38.0 (496人/1,304人)
	改選なし	158	25.6 (386人/1,510人)
総数	282	31.2 (943人/3022人)	

目標②の女性委員ゼロの審議会等が1増となった要因としては、昨年度の調査基準日以降、5の審議会等が女性委員ゼロの状況を解消したものの、新たに6の審議会等

が女性委員ゼロとなったことが挙げられる。女性委員ゼロとなった理由としては、その審議会等に必要な専門知識を持つ学識経験者等に女性が少ないことや、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことがある。

(イ) 女性の参加促進に向けた取組状況

審議会等委員への女性の参加促進に向け、人権・男女共同参画室は、昨年度の調査報告書を踏まえ、女性候補者確保に向けた手法の情報提供及び効果的な事前協議制の実施に向けた見直しを次のとおり実施した。

まず、女性候補者確保に向けた手法の情報提供については、過去3か年にわたって実施した「女性委員プラスワンキャンペーン」等^{*7}で蓄積されたノウハウ等の周知を、改選が多い年度末の前に、各審議会等所管担当課（室）に向け行った。女性委員の比率向上に向けては、委員候補者の検討段階及び確保段階で、所管担当課（室）が現状を踏まえた積極的な取組を実施することが必要であり、今年度比率が向上した背景には、情報提供やキャンペーンなど通じて働きかけてきた結果、所管担当課（室）が自主的に取り組んだことが影響したと考えられる。

二つ目は、事前協議制度の効果的な実施に向けた協議時期等の見直しである。本市では、参加促進要綱第5条の規定に基づき、委員選任を行う審議会等を対象に事前協議を実施している。事前協議については、委員がほぼ確定した段階である委員選任1か月前を目安として実施してきたが、より早い段階での事前協議を推奨し協議の実行性を確保するため、「改選の2、3か月前」とする見直しを行った。また、事前協議の提出資料については、目標値を達成していない審議会等を対象に、委嘱予定の委員名簿の提出を義務付けていたが、事前協議を通じ目標値達成の好事例を把握することを目的に、目標値を達成している審議会等についても委員名簿の提出を必須とすることとした。これらの取組により、令和元(2019)年6月1日から10月30日までに提出された事前協議書のうち、委嘱等の1か月以上前に提出されたものが6割を占めるなど少しずつ効果が把握されてきたところである。

イ 課題

目標①の女性比率については、ア 現状のとおり、継続設置（改選あり）の審議会等で女性の参加状況が改善されたものの、全体としては0.5ポイント増に留まっており、目標値達成まで8.2ポイントの開きがある。比率向上に向け、引き続き、委員選任を行う審議会等に対し女性委員の確保を促進していく必要がある。また、目標②の女性委員ゼロの審議会等の数については、昨年度からゼロの状態を解消した審議会等もあるものの、新たにゼロとなった審議会等もあり、結果としては1増の21となっている。目標値達成に向け、継続的なゼロの解消及び女性委員ゼロの審議会の設置を防止することが課題となっている。

^{*7} 平成 27(2015)年度末及び 28(2016)年度末に開始したものは「女性委員プラスワンキャンペーン」、平成 29(2017)年度末に開始したものは「女性委員プラスプラスキャンペーン」と名称が異なる。

目標①と②の達成に向け、引き続き、効果的な事前協議の実施による庁内への働きかけが必要である。

(2) 今後の方向性

審議会等委員への女性の参加促進に向けて、本市では、事前協議制度を実施してきた。その結果、女性比率は徐々に増加しているが、目標値の達成に向け、引き続き、実効性のある取組を検討・実施していくことが必要である。人権・男女共同参画室では、本年度の調査結果を踏まえ、次の2つの取組を検討していく。

ア 「審議会等の委員選任に係る事前協議書^{*8}」の見直し

委員選任の際に女性委員を確保するためには、審議会等所管担当課（室）の自主的な取組が重要であるため、人権・男女共同参画室は「女性委員プラスワンキャンペーン」等の実施や女性候補者確保に向けた手法の情報提供を通じ、庁内への働きかけを行ってきた。今後については、審議会等の所管担当課（室）の女性委員確保に向けた自主的な取組を、継続的に促進することが必要であり、事前協議制の有効活用が重要である。しかしながら、現在、事前協議の際に使用する「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（以下「事前協議書」という。）については、選任予定の委員内訳や目標値を達成しない理由等を所管担当課（室）が記入する欄が設けられているが、女性委員確保に向け行った取組や次回改選時までの取組方針等について記載する欄はなく、比率向上に向けどのような取組が必要なのかを客観的に把握しうる形式になっているとは言い難い。このため、所管担当課（室）が事前協議書の作成を通じて女性委員確保に向けた取組や今後の方針を記載し自主的な取組が推進できるよう、事前協議書の見直しの検討を行う。見直しの内容については、所管担当課（室）に過度な負担とならないよう検討を行うとともに、事前協議書の修正結果については、周知を十分に行い、移行の際に混乱が起らないよう配慮する。

イ 他都市における事前協議制度の実施内容等の把握

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)」(内閣府男女共同参画局作成)によると、審議会等委員への女性の登用方策として、平成30(2018)年度現在、本市を除く11の政令指定都市が事前協議制度を実施している。さらに同報告書によると、事前協議を実施している11の政令指定都市のうちすでに3市は女性比率が40%以上、9市は本市より高い女性比率を達成しており、事前協議制度等を通じて女性の参加を確保している状況が伺える。こうした状況を踏まえ、本市の事前協議制度について、より効果的な実施に向けた検証の参考資料とするため、大都市会議等の機会を捉え、他都市の事前協議制度の実施内容等の把握に取り組んでいく。

^{*8} p. 35 「審議会等の委員選任に係る事前協議書」参照

集 計 デ ー タ

1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%
平成29(2017)年度	271	24	3,192	1,017	2,175	31.9%
平成30(2018)年度	284	20	3,110	956	2,154	30.7%
令和元(2019)年度	282	21	3,022	943	2,079	31.2%

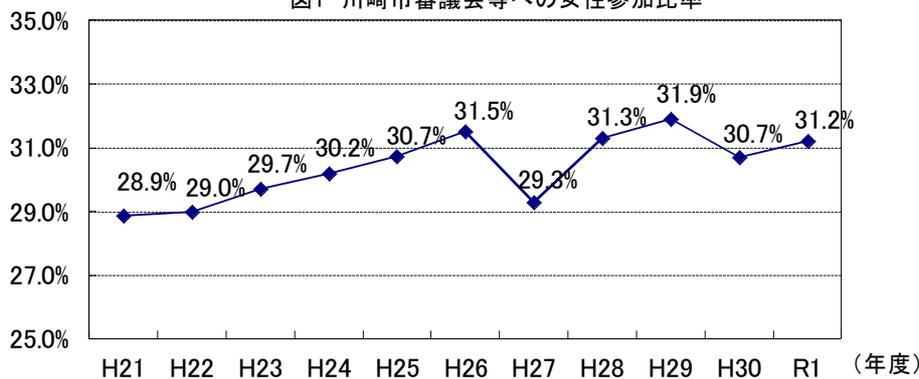
*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日に施行した。

*すべての審議会等を調査対象としている。ただし平成11(1999)年度から平成22(2010)年度の間は、議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とする等、一定の要件を満たす審議会等を調査から除外した。

*平成26(2014)年度から審議会等委員の女性比率の目標値が40%となった。

*平成26(2014)年度に「附属機関等の見直し」が実施された。

図1 川崎市審議会等への女性参加比率



2 審議会等委員への女性の参加状況 [局別]

No.	局区名	審議会等の数(ア)と前年度比	男女ほぼ同数で構成される審議会等の数と全体(ア)に占める割合	女性比率が40%に満たない審議会等の数と全体(ア)に占める割合	全体(ア)のうち女性委員ゼロ審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性比率と前年度比
1	総務企画局	22 (2)	11 (50.0%)	9 (40.9%)	0	330	67	20.3% (1.1)
2	財政局	7 (0)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	1	25	7	28.0% (1.1)
3	市民文化局	16 (1)	7 (43.8%)	9 (56.3%)	0	172	57	33.1% (0.4)
4	経済労働局	18 (0)	2 (11.1%)	15 (83.3%)	2	171	49	28.7% (0.4)
5	環境局	13 (3)	4 (30.8%)	9 (69.2%)	0	137	26	19.0% (△ 0.8)
6	健康福祉局	89 (2)	22 (24.7%)	51 (57.3%)	8	1,043	345	33.1% (1.3)
7	こども未来局	22 (△ 2)	16 (72.7%)	5 (22.7%)	1	193	82	42.5% (4.3)
8	まちづくり局	16 (3)	6 (37.5%)	9 (56.3%)	3	138	44	31.9% (0.3)
9	建設緑政局	10 (0)	5 (50.0%)	5 (50.0%)	2	49	14	28.6% (△ 0.2)
10	港湾局	1 (△ 1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	27	3	11.1% (△ 1.8)
11	川崎区役所	6 (1)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	0	31	9	29.0% (△ 0.6)
12	幸区役所	3 (△ 4)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0	23	12	52.2% (10.2)
13	中原区役所	7 (4)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	0	59	14	23.7% (△ 26.3)
14	高津区役所	5 (△ 2)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0	55	24	43.6% (14.5)
15	宮前区役所	2 (0)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	24	8	33.3% (△ 4.2)
16	多摩区役所	3 (△ 3)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0	25	6	24.0% (△ 4.3)
17	麻生区役所	3 (△ 4)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0	21	11	52.4% (3.9)
18	上下水道局	1 (△ 1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	14	4	28.6% (△ 4.7)
19	交通局	3 (0)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	20	9	45.0% (2.1)
20	病院局	2 (△ 1)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	17	5	29.4% (8.7)
21	消防局	5 (0)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	3	40	2	5.0% (0.1)
22	市民オンブズマン事務局	4 (0)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0	12	9	75.0% (16.7)
23	教育委員会事務局	23 (0)	7 (30.4%)	13 (56.5%)	1	380	133	35.0% (0.1)
24	選挙管理委員会事務局	1 (0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	16	3	18.8% (0.0)
計		282 (△ 2)	104 (36.9%)	150 (53.2%)	21	3,022	943	31.2% (0.5)

* 委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

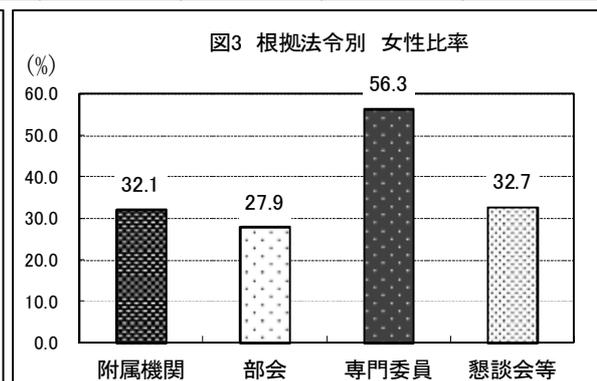
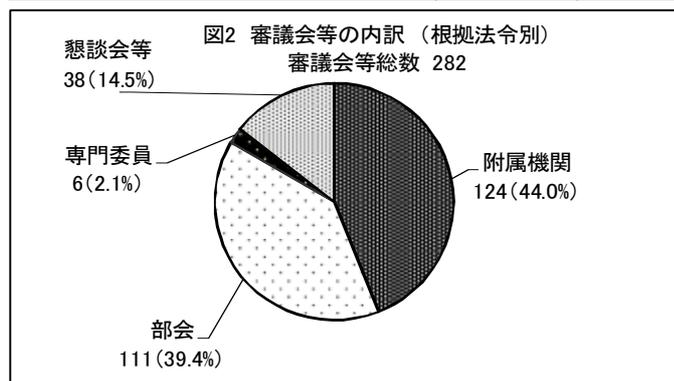
* 29局本部室区に対し調査を行った結果、24の局区が活動中の審議会等を所管していた。

* 委員総数のうち女性の占める割合が男女ほぼ同数(40%~60%)にある局区は、こども未来局、幸区役所、高津区役所、麻生区役所、交通局であった。

3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

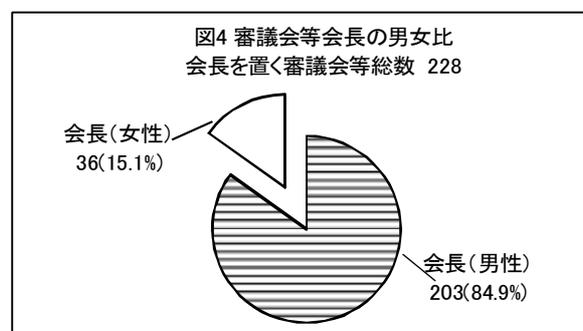
※区分の詳細については、P.2参照

根拠法令別	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性比率
附属機関	124	7	1,778	570	1,208	32.1%
部会	111	13	784	219	565	27.9%
専門委員	6	0	16	9	7	56.3%
(法律・条例 小計)	241	20	2,578	798	1,780	31.0%
懇談会等	41	1	444	145	299	32.7%
合計	282	21	3,022	943	2,079	31.2%



4 会長・副会長への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	会長・副会長総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長もしくは副会長に就く女性の割合
会長を置いている	228	80.9%	239	36	203	15.1%
副会長を置いている	137	48.6%	141	35	106	24.8%



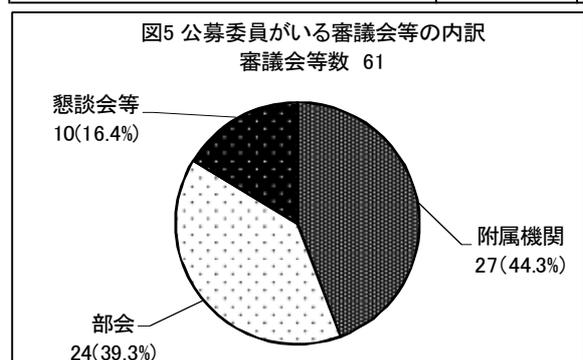
* 審議会等総数282のうち会長を置いている審議会等の数は228で、会長に就く女性は36人(15.1%)である。

* 副会長を置いている審議会等の数は137で、副会長に就く女性は35人(24.8%)である。

* 会長・副会長が2人以上いる審議会等もあるため、会長・副会長総数は会長・副会長を設置している審議会等総数よりも多い。

5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	61	21.6%	148	64	84	43.2%



* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする」としている。また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする」としている。

* 審議会等総数282のうち公募委員がいる審議会等の数は61(21.6%)である。公募委員に占める女性の割合は43.2%と男女ほぼ同数となる数値である。

6 審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]

令和元(2019)年6月1日現在

※「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等」は審議会等名の横に「☆」がついている。

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
総務企画局															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例第5条 川崎市名誉市民条例施行規則第6条
—	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会	シティプロモーション推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市ブランドメッセージ推進懇談会	シティプロモーション推進室	懇談会等												川崎市ブランドメッセージ推進懇談会開催運営要綱
1	川崎市公共事業評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市政策評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		9	9	4	44.4%	3	1	3	1	10	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市政策評価審査委員会 第1部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	3	75.0%	2	1	3	1	10	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市政策評価審査委員会 第2部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	0	3	1	10	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市政策評価審査委員会 第3部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	1	3	1	10	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
6	川崎市行政不服審査会 ☆	庶務課	附属機関		9	9	4	44.4%	0	0	3	4	3	31	行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会 部会	庶務課	部会	川崎市行政不服審査会											行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会専門委員	庶務課	専門委員												川崎市行政不服審査条例第9条
7	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ☆	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
8	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第1部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
9	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第2部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
10	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	附属機関		16	13	5	38.5%	2	1	2	1	12	31	川崎市情報公開条例第33条 川崎市情報公開運営審議会規則
11	川崎市資産公開等審査会 ☆	行政情報課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	1	10	31	川崎市資産公開等審査会条例第1条
12	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	—	0	0	2	1	12	31	川崎市個人情報保護条例第36条 川崎市個人情報保護条例施行規則
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規程第16条(必置) 川崎市職員懲戒審査委員会規則
13	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会 ☆	人事課	附属機関		5	4	2	50.0%	0	0	1	2	2	7	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関												川崎市特別職報酬等審議会条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
14	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	4	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条
15	川崎市公務災害補償等審査会 ☆	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	4	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例第51条
—	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
16	川崎市民間活用推進委員会 ☆	行政改革マネジメント推進室	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	5	23	川崎市附属機関設置条例
17	川崎市民間活用推進委員会民間提案審査部会☆	行政改革マネジメント推進室	部会	川崎市民間活用推進委員会	5	5	3	60.0%	0	0	4ヶ月	1	9	30	川崎市防災会議条例
18	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	65	6	9.2%	0	0	2年または任期なし	2	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
19	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干人	63	8	12.7%	0	0	2年または任期なし	2	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
20	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会等	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				川崎市防災会議条例
21	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関		55	53	6	11.3%	0	0	2	2	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
22	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会	55	50	6	12.0%	0	0	2	2	3	16	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
	総務企画局合計(審議会等数:22)					330	67	20.3%	11	4					
財政局															
—	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等												川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等												川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
1	川崎市土地利用審査会 ☆	資産運用課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	3	1	10	31	国土利用計画法第39条(必置)、川崎市土地利用審査会条例
2	川崎市資産改革検討懇談会	資産運用課	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0	約1	2	3	31	川崎市資産改革検討懇談会開催運営等要綱
3	川崎市不動産評価専門委員 ☆	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	1	7	31	地方自治法第174条、川崎市不動産評価専門委員に関する要綱
4	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5	4	0	0.0%	0	0	2	3	2	28	川崎市契約条例第11条
5	川崎市入札監視委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市政府調達苦情検討委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	固定資産評価員	税制課	専門委員		1	1	0	—	0	0					地方税法第404条、川崎市市税条例第56条
	財政局合計(審議会等数:7)					25	7	28.0%	0	0					
市民文化局															
1	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会	企画課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関		25	22	2	9.1%	0	0	2	1	6	30	交通安全対策基本法第18条、川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市住居表示懇談会	戸籍住民サービス課	懇談会等		6	6	1	16.7%	0	0	2	2	3	31	川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱
4	川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 ☆	協働・連携推進課	懇談会等		3	3	1	33.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市コミュニティ施策検討有識者会議開催運営等要綱
5	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関		6	6	2	33.3%	0	0	2	2	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則第24条
一	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
6	川崎市人権施策推進協議会	人権・男女共同参画室	附属機関		18	12	4	33.3%	2	1	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	多文化共生社会推進指針に関する部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	5	5	3	60.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
8	ヘイトスピーチに関する部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市人権施策推進協議会	5	5	2	40.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市外国人市民代表者会議 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		26	23	12	52.2%	23	12	2	2	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例
10	川崎市男女平等推進審議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		13	13	7	53.8%	3	2	2	3	3	31	男女平等かわさき条例
11	女性活躍推進中小企業認証部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会	5	4	2	50.0%	0	0	1	2	3	31	男女平等かわさき条例
12	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関		16	14	3	21.4%	0	0	2	2	9	30	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条
13	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	15	4	26.7%	3	1	2	2	4	30	スポーツ基本法第31条、川崎市スポーツ推進審議会条例、川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
14	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議	オリンピック・パラリンピック推進室	懇談会等			21	5	23.8%	0	0	2年8か月	3	3	31	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱(かわさきパラムーブメント推進フォーラム要綱)
15	川崎市文化芸術振興会議	市民文化振興室	附属機関		10	10	3	30.0%	2	0	3	2	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条、川崎市文化芸術振興会議規則
16	川崎市文化芸術振興会議 施設部会 ☆	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議	-	5	3	60.0%	0	0	1	1	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条、川崎市文化芸術振興会議規則
一	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
	市民文化局合計(審議会等数:16)					172	57	33.1%	33	16					
経済労働局															
1	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	2	0	0.0%	0	0	2	1	9	26	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	16	4	25.0%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
3	中小企業活性化専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会	20	9	1	11.1%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	6	66.7%	1	1	2	3	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条~28条
一	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会											川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条~28条
5	川崎市食の安全確保対策懇談会 ☆	消費者行政センター	懇談会等		10	10	6	60.0%	1	1	2	2	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	国際経済推進室	懇談会等												かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱
6	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業振興課	附属機関		7	4	1	25.0%	0	0	2	2	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
7	川崎市観光振興計画推進委員会	観光プロモーション推進課	附属機関		10	10	2	20.0%	0	0	2	1	7	18	川崎市附属機関設置条例
8	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	18	5	27.8%	2	2	3	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市農業振興計画推進委員会 審査部会	農業振興課	部会	川崎市農業振興計画推進委員会	—	4	1	25.0%	—	—	3	1	7	18	川崎市附属機関設置条例
10	川崎市農業委員会委員選考委員会	農地課	附属機関		3	3	0	0.0%	0	0	3	2	1	29	川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例第4条
11	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		14	14	2	14.3%	0	0	なし				早野地区活性化懇談会設置要綱及び早野地区活性化懇談会開催運営等要綱
12	かわさき基準推進事業に関する懇談会 ☆	イノベーション推進室	懇談会等		—	10	4	40.0%	0	0	なし	2	3	31	かわさき基準推進事業実施要綱及びかわさき基準推進事業に関する懇談会開催運営等要綱
13	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30	15	4	26.7%	0	0	2	2	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例第13条、川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・18条・19条
14	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	7	31	川崎市附属機関設置条例
15	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	1	2	3	31	川崎市労働問題懇談会要綱
16	川崎市労働災害防止研究集会運営会議	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	1	2	3	31	川崎市労働災害防止研究集会実施要綱
17	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		20	11	3	27.3%	0	0	2	3	3	31	卸売市場法第13条、川崎市中央卸売市場業務条例第77条～80条、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第100条～106条
18	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		13	8	1	12.5%	0	0	2	3	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例第69条～第72条、川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第83条～第87条
	経済労働局合計(審議会等数:18)					171	49	28.7%	4	4					
環境局															
1	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	1	9	30	川崎市附属機関設置条例
2	余熱利用市民施設部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	1	9	30	川崎市附属機関設置条例
3	橘リサイクルコミュニティセンター部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	1	9	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		30	29	5	17.2%	6	1	2	2	2	29	川崎市環境基本条例第13条、川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
5	公害対策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	1	11.1%	2	0	2	2	2	29	川崎市環境基本条例第13条、川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
6	緑と公園部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	9	1	11.1%	2	0	2	2	2	29	川崎市環境基本条例第13条、川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
7	廃棄物部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	8	2	25.0%	2	1	2	2	2	29	川崎市環境基本条例第13条、川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
8	総合政策部会	環境調整課	部会	川崎市環境審議会	なし	8	2	25.0%	0	0					川崎市環境基本条例第13条、川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
9	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会等		30	29	5	17.2%	6	0	2	1	12	31	「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
10	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	附属機関		20	20	1	5.0%	2	0	2	2	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
—	川崎市環境影響評価審議会 専門部会	環境評価室	部会	川崎市環境影響評価審議会											川崎市環境影響評価に関する条例第75条、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
11	汚染土壌処理施設等専門家会議	水質環境課	懇談会等		なし	4	1	25.0%	0	0	2	2	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱、汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営等要綱
12	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	附属機関		7	6	2	33.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議	廃棄物指導課	懇談会等												川崎市産業廃棄物処理指導計画有識者会議開催運営要綱
13	川崎市環境総合研究所有識者懇談会 ☆	事業推進課	懇談会等		4	4	2	50.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱
環境局合計(審議会等数:13)						137	26	19.0%	20	2					
健康福祉局															
1	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	6	3	50.0%	0	0	2	1	6	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	1	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会 ☆	施設課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	1	8	31	川崎市附属機関設置条例
—	公的介護施設等設置・運営法人選定部会	施設課	部会	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会											川崎市附属機関設置条例
4	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会 ☆	生活保護・自立支援室	懇談会等		12	11	5	45.5%	2	0	2	2	7	31	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営要綱
5	川崎市社会福祉審議会	地域包括ケア推進室	附属機関		23	22	1	4.5%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
6	民生委員審査専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	1	12.5%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
7	身体障害者福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
8	老人福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
9	障害程度審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	1	5.6%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
10	指定医師審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	1	5.6%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
11	指定自立支援医療機関審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	1	5.6%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
12	地域福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	7	0	0.0%	0	0	3	2	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置)、川崎市社会福祉審議会条例
13	川崎市民生委員推薦会	地域包括ケア推進室	附属機関		14	14	5	35.7%	0	0	3	1	9	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
14	川崎区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
15	幸区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
16	中原区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
17	高津区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
18	宮前区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	4	57.1%	0	0	3	3	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
19	多摩区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
20	麻生区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	3	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
—	障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会	地域包括ケア推進室	懇談会等												障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会開催運営等要綱
21	川崎市地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		10	10	4	40.0%	1	1	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
22	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
23	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
24	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	5	62.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
25	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
26	宮前区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
27	多摩区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	1	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
28	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	3	37.5%	1	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
29	超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議 ☆	地域包括ケア推進室	懇談会等		10	10	5	50.0%	0	0	1	2	3	24	超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議開催運営等要綱
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者部会(1)	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
30	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課・障害福祉課	附属機関		15	14	3	21.4%	2	1	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
31	川崎市介護保険運営協議会 ☆	介護保険課	附属機関		20	19	9	47.4%	4	1	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
32	地域密着型サービス等部会 ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市介護保険運営協議会	5	5	2	40.0%	1	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
33	川崎市介護認定審査会 ☆	介護保険課	附属機関		259	259	131	50.6%	0	0	2	3	3	31	介護保険法
34	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	20	7	35.0%	0	0	2	2	5	20	障害者基本法第36条(必置)、川崎市障害者施策審議会条例
—	計画策定委員会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会											障害者基本法第36条(必置)、川崎市障害者施策審議会条例
—	障害者差別解消支援地域協議会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会											障害者基本法第36条(必置)、川崎市障害者施策審議会条例
35	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		43	25	7	28.0%	0	0	2	3	3	31	障害者総合支援法第15条、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 障害者施設部会	障害計画課 障害福祉課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
36	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	附属機関		6	6	2	33.3%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
37	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	3	20.0%	0	0	3	2	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条 川崎市精神保健福祉審議会条例
38	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	3	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条 川崎市自殺対策評価委員会規則
39	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会 ☆	障害者雇用・就労推進課	附属機関		若干名	5	2	40.0%	0	0	1	1	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
40	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	附属機関		15	14	5	35.7%	0	0	2	2	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条
41	精神保健福祉センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会 ☆	精神保健福祉センター	懇談会等		7	7	4	57.1%	0	0	2	3	3	31	川崎市精神保健福祉センター調査研究倫理に関する要綱
42	川崎市地域医療審議会	保健医療政策室	附属機関		30人以内	18	3	16.7%	0	0	2	2	3	31	川崎市地域医療審議会条例
43	救急医療体制検討委員会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	2	28.6%	0	0	2	2	3	31	川崎市地域医療審議会条例
44	保健部会 ☆	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	5	2	40.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市地域医療審議会条例
45	調査部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	1	14.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市地域医療審議会条例
46	災害時医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8人以内	7	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市地域医療審議会条例
—	周産期医療運営専門部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例
47	川崎市食育推進会議 ☆	健康増進課	附属機関		19	18	8	44.4%	2	1	2	1	6	30	食育基本法第33条第1項、川崎市食育推進会議条例
48	川崎市食育推進会議部会 ☆	健康増進課	部会	川崎市食育推進会議	19	14	7	50.0%	2	1	2	1	6	30	食育基本法第33条第1項、川崎市食育推進会議条例
49	川崎市保健所運営協議会	健康増進課	附属機関		20	20	6	30.0%	0	0	2	2	11	30	地域保健法第11条、川崎市保健所運営協議会条例
50	市民健康づくり運動推進懇談会 ☆	健康増進課	懇談会等		20	12	6	50.0%	1	0	2	3	5	31	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
51	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	14	3	21.4%	0	0	2	2	9	30	公害健康被害の補償等に関する法律第44条・45条(必置)、川崎市公害健康被害認定審査会条例
52	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	2	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
53	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	2	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則
54	川崎市血液対策協議会 ☆	医事・薬事課	附属機関		20	12	5	41.7%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例
55	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	2	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
56	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
57	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
58	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
59	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
60	多摩地区血液対策協議会 ☆	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	6	60.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
61	麻生地区血液対策協議会 ☆	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	4	40.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎市地区血液対策協議会要綱
62	川崎市医療安全相談センター運営協議会	医事・薬事課	附属機関		9	8	5	62.5%	0	0	2	1	7	31	川崎市附属機関設置条例
63	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
64	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	9	3	33.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市葬祭条例(平成27年川崎市条例第2号)第16条
—	健康福祉局指定管理者選定評価委員会 斎苑部会	生活衛生課	部会	健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市付属機関設置条例
65	川崎市予防接種運営委員会	感染症対策課	附属機関		18	18	4	22.2%	0	0	2	3	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
66	予防接種事故対策部会	感染症対策課	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	2	28.6%	0	0	2	3	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
67	川崎市感染症診査協議会	感染症対策課	附属機関		16	16	2	12.5%	0	0	2	3	3	31	川崎市感染症診査協議会条例
68	川崎市感染症対策協議会	感染症対策課	附属機関		26	26	3	11.5%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
69	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	12	12	3	25.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
70	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	0	0.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
71	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
72	川崎市地域感染症対策ネットワーク委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	2	25.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
73	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	附属機関		11	11	2	18.2%	3	1	3	4	5	31	国民健康保険法第11条(必置)、川崎市国民健康保険条例第2条・3条、川崎市国民健康保険運営協議会規則
74	川崎市指定難病審査会	長寿・福祉医療課	附属機関		16	16	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
75	消化器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
76	神経・筋疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
77	免疫系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
78	骨・関節系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
79	皮膚・結合組織疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
80	血液系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
81	呼吸器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
82	循環器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
83	視覚系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
84	腎・泌尿器系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
85	代謝・内分泌系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	2	2	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
86	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
87	耳鼻科系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
88	聴覚・平衡機能系疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	2	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
89	脳神経外科疾患群専門部会	長寿・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	3	1	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
健康福祉局合計(審議会等数:89)						1043	345	33.1%	20	6					
こども未来局															
1	川崎市子ども・子育て会議 ☆	企画課	附属機関		25人以内	22	10	45.5%	2	2	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条、川崎市子ども・子育て会議条例
2	計画推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	8	4	50.0%	0	0	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条、川崎市子ども・子育て会議条例
3	教育・保育推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	10	4	40.0%	1	1	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条、川崎市子ども・子育て会議条例
4	子ども・子育て支援推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	-	7	3	42.9%	1	1	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条、川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会 ☆	企画課	附属機関		20人以内	20	12	60.0%	0	0	2	2	3	31	児童福祉法第8条(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
6	第1部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	3	50.0%	0	0	2	2	3	31	児童福祉法第8条(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
7	第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	8	6	75.0%	0	0	2	2	3	31	児童福祉法第8条(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
8	第3部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	6	3	50.0%	0	0	2	2	3	31	児童福祉法第8条(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
9	第4部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	-	5	2	40.0%	0	0	2	2	3	31	児童福祉法第8条(必置)、川崎市児童福祉審議会条例
10	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
11	青少年教育施設・こども文化センター一部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	5	2	40.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
12	母子生活支援施設部会	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
13	保育所部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8	3	2	66.7%	0	0	2	1	6	30	川崎市附属機関設置条例
14	川崎市子どもの権利委員会 ☆	青少年支援室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	1	3	1	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
15	行動計画策定部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会	8	8	3	37.5%	2	1	3	1	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
-	行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	実態意識調査部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	対話部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	幹事会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市いじめ総合調整委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条
16	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	27	4	14.8%	0	0	2	2	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
17	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等			8	3	37.5%	0	0	2	1	7	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
18	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども保健福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	2	12	31	児童福祉法第19条の4(必置)
—	川崎市母子保健懇談会	こども保健福祉課	懇談会等												川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
19	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会 ☆	運営管理課	附属機関		6	5	2	40.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
20	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 ☆	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
21	民間活用推進部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会		5	2	40.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
22	公立保育所民営化部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会		10	6	60.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
	こども未来局合計(審議会等数:22)					193	82	42.5%	8	6					
まちづくり局															
1	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	2	3	31	建築基準法第78条～83条(必置)、川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	2	7	31	都市計画法第78条(必置)、川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	1	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
—	川崎市建築等紛争調停委員会小委員会	まちづくり調整課	部会	川崎市建築等紛争調停委員会											川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20人以内	20	4	20.0%	3	2	2	2	4・5	30・31	都市計画法第77条の2、第87条の2 川崎市都市計画審議会条例
5	都市計画提案制度小委員会 ☆	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	5	5	2	40.0%	0	0	2	2	4・6	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
6	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	13	13	3	23.1%	3	2	2	2	4・5	30・31	川崎市都市計画審議会条例施行規則
7	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	2	4・5	30・31	川崎市都市計画審議会条例施行規則
8	低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	1	25.0%	0	0	2	2・3	4	30・20	川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
9	川崎市都市景観審議会 ☆	景観・地区まちづくり支援担当	附属機関		15	15	6	40.0%	3	0	2	1	6	30	川崎市都市景観条例第27条、川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
10	川崎市都市景観審議会 専門部会	景観・地区まちづくり支援担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	1	6	30	川崎市都市景観条例第27条、川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
11	川崎市地区まちづくり審議会 ☆	景観・地区まちづくり支援担当	附属機関		7人以内	5	2	40.0%	2	0	2	2	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例第16条、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第27条
12	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	9	0	0.0%	0	0	5	5	12	31	土地区画整理法第56条～64条(必置)、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～15条
13	登戸土地区画整理事業評価員 ☆	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	なし				土地区画整理法第65条、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第19条
14	川崎市住宅政策審議会 ☆	住宅整備推進課	附属機関		15	15	9	60.0%	3	3	2	3	4	30	川崎市住宅基本条例第20条、川崎市住宅政策審議会規則
—	川崎市住宅政策審議会 専門部会	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会											川崎市住宅基本条例第20条、川崎市住宅政策審議会規則
15	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関		13	13	4	30.8%	0	0	2	2	5	26	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項、川崎市空家等対策協議会条例
16	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等		4	3	0	0.0%	0	0	2	2	7	13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱
	まちづくり局合計(審議会等数:16)					138	44	31.9%	14	7					

建設緑政局

1	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	4	2	50.0%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
2	緑化センター部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	0	0.0%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
3	ゴルフ場部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	2	66.7%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
4	富士見公園南側部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関		10	10	1	10.0%	3	1	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	多摩川緑地部会	多摩川施策推進課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	0	0.0%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
7	霊園部会 ☆	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
8	生田緑地部会	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	4	1	25.0%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	5	38.5%	3	0	2	2	3	31	川崎市屋外広告物条例第39条、川崎市屋外広告物条例施行規則第34条～38条
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車利活用推進室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
10	自転車対策部会 ☆	自転車利活用推進室	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	1	7	15	川崎市附属機関設置条例
	建設緑政局合計(審議会等数:10)					49	14	28.6%	6	1					

港湾局

1	川崎港港湾審議会	経営企画課	附属機関		35	27	3	11.1%	0	0	2	3	5	24	港湾法第35条の2(必置)、川崎港港湾審議会条例
---	----------	-------	------	--	----	----	---	-------	---	---	---	---	---	----	--------------------------

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
一	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
	港湾局合計(審議会等数:1)					27	3	11.1%	0	0					
川崎区役所															
1	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	6	2	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	東海道かわさき宿交流館部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	大師公園部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市スポーツ・文化総合センター部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	4	1	25.0%	0	0	2	2	6	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進課	懇談会等			12	3	25.0%	0	0	2	2	3	31	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	川崎区役所合計(審議会等数:5)					31	9	29.0%	0	0					
幸区役所															
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	幸区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		15	15	8	53.3%	0	0	3	3	3	31	幸区地域福祉計画推進会議運営等要綱
	幸区役所合計(審議会等数:3)					23	12	52.2%	0	0					
中原区役所															
1	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	1	9	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	1	12	31	川崎市附属機関設置条例
3	コスギ・コミュニティ創発会議	地域振興課	懇談会等		-	14	2	14.3%	0	0	1	2	3	31	コスギ・コミュニティ創発会議設置要綱
4	コミュニティガバナンス推進会議	地域振興課	懇談会等		-	9	2	22.2%	0	0	1	2	3	31	コミュニティガバナンス推進会議設置要綱
5	スペースマネジメント推進会議	地域振興課	懇談会等		-	9	2	22.2%	0	0	1	2	3	31	スペースマネジメント推進会議設置要綱
6	コスギプロジェクト推進会議	地域振興課	懇談会等		-	10	2	20.0%	0	0	1	2	3	31	コスギプロジェクト推進会議設置要綱
7	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域ケア推進課	懇談会等		-	9	3	33.3%	0	0	3	3	3	31	中原区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	中原区役所合計(審議会等数:7)					59	14	23.7%	0	0					
高津区役所															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	2	66.7%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5人以内	5	3	60.0%	0	0	2	1	8	23	川崎市附属機関設置条例
3	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会 ☆	企画課	懇談会等		5	4	2	50.0%	0	0	2	3	3	31	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
4	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等		概ね20	23	7	30.4%	5	3	2	2	6	30	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
5	高津区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		20	20	10	50.0%	2	1	3	3	3	31	高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
高津区役所合計(審議会等数:5)						55	24	43.6%	7	4					
宮前区役所															
1	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議	地域ケア推進課	懇談会等		21	21	7	33.3%	0	0	3	3	3	31	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱
宮前区役所合計(審議会等数:2)						24	8	33.3%	0	0					
多摩区役所															
1	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	2	1	7	13	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	多摩区支え合いのまちづくり推進会議	地域ケア推進課	懇談会等		なし	17	4	23.5%	0	0	3	3	3	31	多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱
多摩区役所合計(審議会等数:3)						25	6	24.0%	0	0					
麻生区役所															
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	4	1	25.0%	0	0	2	2	2	23	川崎市附属機関設置条例
3	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議	地域ケア推進課	懇談会等		14	14	9	64.3%	3	3	3	2	3	31	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱
麻生区役所合計(審議会等数:3)						21	11	52.4%	3	3					
上下水道局															
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会等		15	14	4	28.6%	2	2	2	2	10	1	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
—	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会	経営企画課	懇談会等												川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
上下水道局合計(審議会等数:1)						14	4	28.6%	2	2					
交通局															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等												川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会☆	管理課	懇談会等		8	8	4	50.0%	0	0	1	2	5	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
2	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ☆	管理課 経営企画課	懇談会等		8	6	3	50.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
3	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等		8	6	2	33.3%	0	0	2	1	9	30	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
交通局合計(審議会等数:3)						20	9	45.0%	0	0					
病院局															
1	川崎市立多摩病院運営協議会 ☆	経営企画室	懇談会等		10	5	2	40.0%	2	1	2	2	3	31	川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱
—	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等												川崎市立病院運営委員会設置要綱
2	地域医療支援病院運営委員会	川崎病院患者総合サポートセンター	懇談会等		12	12	3	25.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会設置要綱
病院局合計(審議会等数:2)						17	5	29.4%	2	1					
消防局															
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	1	9.1%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	7	7	1	14.3%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関		20	14	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関		4	4	0	0.0%	0	0	2	1	10	19	川崎市附属機関設置条例
消防局合計(審議会等数:5)						40	2	5.0%	0	0					
市民オンブズマン事務局															
1	川崎市市民オンブズマン ☆	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	3・4	12・3	31	川崎市市民オンブズマン条例 川崎市市民オンブズマン条例施行規則
2	川崎市市民オンブズマン専門調査員 ☆	市民オンブズマン事務局	専門委員		4	4	2	50.0%	0	0	1	1・2	9・11・2・3	30・29・31	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則第1条、川崎市市民オンブズマン条例第21条、川崎市市民オンブズマン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
3	川崎市人権オンブズパーソン	人権オンブズパーソン担当	附属機関		2	2	2	100.0%	0	0	3	1・4	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例 川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則
4	川崎市人権オンブズパーソン専門調査員	人権オンブズパーソン担当	専門委員		4	4	4	100.0%	0	0	1	2	3	31	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則第1条、川崎市人権オンブズパーソン条例第25条、川崎市人権オンブズパーソン条例に基づく専門調査員の職務、勤務日、勤務時間等に関する要綱
市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:4)						12	9	75.0%	0	0					
教育委員会事務局															
—	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	川崎市教育改革推進会議	企画課	懇談会等		13	13	4	30.8%	2	1	2	3	3	31	川崎市教育改革推進会議運営要綱
2	学校運営協議会	教育改革推進担当	附属機関		192	175	62	35.4%	0	0	1	2	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 川崎市学校運営協議会規則
3	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	2	15.4%	0	0	2	3	1	31	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
4	川崎市いじめ問題専門調査委員会 ☆	指導課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	2	3	1	18	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市教科用図書選定審議会 ☆	指導課	附属機関		20人以内	16	7	43.8%	0	0	1	2	4	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関		20人	20	5	25.0%	2	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
7	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	6	75.0%	1	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
8	幸市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	3	37.5%	1	0	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
9	中原市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	0	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
10	高津市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	9	4	44.4%	1	0	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
11	宮前市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	6	75.0%	1	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
12	多摩市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
13	麻生市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	5	62.5%	1	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
14	図書館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	4	40.0%	2	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
15	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	9	1	11.1%	2	0	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
16	日本民家園専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	3	30.0%	2	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
17	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8人以内	8	4	50.0%	2	1	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
18	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	15人以内	10	2	20.0%	1	0	2	2	4	30	社会教育法第15条～18条、川崎市社会教育委員会条例、川崎市社会教育委員会議規則
19	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	2	4	30	川崎市文化財保護条例第3条・第4条
20	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
21	調査部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	0	0.0%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
22	整備部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	1	16.7%	0	0	2	2	3	31	川崎市附属機関設置条例
23	川崎市地名資料収集懇談会	文化財課	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	取り決めなし				川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱
教育委員会事務局合計(審議会等数:23)						380	133	35.0%	18	8					

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	懇談会等		16	16	3	18.8%	0	0	2	2	3	31	川崎市明るい選挙推進協議会規約
	選挙管理委員会事務局合計(審議会等数:1)					16	3	18.8%	0	0					
監査事務局															
—	川崎市監査専門員	行政監査課	専門委員												地方自治法第200条の2、川崎市監査専門委員設置規定
	監査事務局合計(審議会等数:—)														
	全局区合計(審議会等総数:281)					3022	943	31.2%	148	64					

7 各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局区名 女性比率	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	子ども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	合計	構成比(%)	
100%																						2			2	0.7%	
90.0-99.9%																										0	0.0%
80.0-89.9%																										0	0.0%
70.0-79.9%	1						1																2		4	1.4%	
60.0-69.9%	1		2	2		3	4	2	1		1		2				1						1		20	7.1%	
50.0-59.9%	4		3		1	9	3		1		1		2						2			2	3		31	11.0%	
40.0-49.9%	5	1	1	1	1	12	9	4				1								1			3		39	13.8%	
30.0-39.9%	2	3	5	3	3	14	2	3	4		4	1	2	1	2	1	1		1				6		58	20.6%	
20.0-29.9%	3	1	3	7	3	17	1	4	1		2		3			2	1	1		1			3		53	18.8%	
10.0-19.9%	4		1	3	4	8	1		1	1		1									1		4	1	30	10.6%	
0.0-9.9%	1	1	1	2	1	12	1	3	2												4		1		29	10.3%	
うち 0.0%		1		2		8	1	3	2												3		1		21	7.4%	
委員が1人	1	1				14																			16	5.7%	
合計	22	7	16	18	13	89	22	16	10	1	6	3	7	5	2	3	3	1	3	2	5	4	23	1	282	100.0%	

【女性比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	9	2	9	15	9	51	5	9	5	1	3	0	5	1	1	2	1	1	1	1	5	0	13	1	150	53.2%
-------	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------

注1) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

注2) 委員数が1人の審議会等については、比率を算出していない。

*各局区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、30.0%～39.9%の審議会等の数が58(構成比20.6%)と最も多い。

8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局等名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
1	財政局	契約課	川崎市作業報酬審議会	市内業界、労働者の代表として意見をいただける方、学識経験者には、これらの代表の意見を中立的な立場で取りまとめることができ、かつ専門的な知識を有した委員が必要となることを踏まえ学識者については前学識者委員にふさわしい方を推薦するように依頼し、団体推薦(事業者・労働者)からの推薦については、女性委員推薦の配慮を行った上で各団体宛て依頼したが女性委員の推薦はなかった。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。	継続して目標値(女性比率40%)に到達した選任を目指す。
3		農地課	川崎市農業委員会選考委員会	選考委員として想定した農学系の学識経験者や元農業委員長、産業経済関係団体役員に女性がなかったため。	大学・研究機関等や関係団体に女性学識者や関係者の紹介を働きかける。1人増やす(33%)		
4	健康福祉局	地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。		役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。	
5		地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。		役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。	
6		地域包括ケア推進	川崎市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。		役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人(17%)増やす。	
7		保健医療政策室	川崎市地域医療審議会 災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する専門的見識者については、現状、災害拠点病院等において男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難であるため。			各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。1人増やす。(14.3%)
8		感染症対策課	川崎市感染症対策協議会 新型インフルエンザ等対策検討委員会	委員の定員が少ない上、医療分野に女性管理職が少ない。		現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	
9		感染症対策課	川崎市感染症対策協議会 川崎市感染症発生動向調査委員会	委員の定員が少ない上、医療分野に女性管理職が少ない。		現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	
10		長寿・福祉医療課	川崎市指定難病審査会	指定難病に関し学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。	現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。		現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。
11		長寿・福祉医療課	川崎市指定難病審査会 代謝・内分泌系疾患群専門部会	指定難病のうち、代謝・内分泌系疾患に関し学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。	現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。		現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。

局等名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
12	こども未来局	企画課	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 母子生活支援施設部会	学識経験者枠で、母子福祉分野を専攻する女性研究者が少ない現状がある。	次期部会については解消済み		
13		都市計画課	川崎市都市計画審議会 都市計画道路路網のあり方検討小委員会	母体となる都市計画審議会において、都市計画分野等に該当する女性研究者が少なく、女性委員選任が難しい状況があるため。			現職の学識経験者が退任する機会を捉えて、女性の紹介をしていただいたり、同分野の女性を探し、女性比率40%をめざす。
14	まちづくり局	登戸区画整理事務所	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	10名の委員のうち、8名は権利者の中から選挙により選出し、2名の学識経験者は、土地区画整理事業について学識経験を有する者から選任するが、ともに女性の候補者が少ないため、登用が難しい。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。
15		宅地企画指導課	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	懇談会委員は、宅地耐震化推進事業の学識経験を有する者から選任するが、宅地耐震の分野は極めて専門的であるため女性の候補者が少なく、登用が難しい。	現委員に紹介等いただきながら、女性委員ゼロの解消に努める。 1人増やす。(25%)	現委員に紹介等いただきながら、女性委員の登用に努める。	現委員に紹介等いただきながら、女性委員の登用に努める。
16	建設緑政局	みどりの企画管理課	川崎市建設緑政局指定管理者選定委員会 緑化センター部会	学識経験者枠で緑化の分野を専攻する研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状がある。			現任の学識経験者に後任として女性の紹介をいただき、女性比率を上げることを目指す。1人増やす(33%)
17		多摩川施策推進課	川崎市建設緑政局指定管理者選定委員会 多摩川緑地部会	法律や財務等の専門知識を有し、かつ多摩川に精通している適任の女性委員が見当たらなかったため		現任の委員等から紹介していただき、女性委員の比率を上げる。(1名増員 33%)	
18	消防局	救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	委員4名中4名が職務指定となっており、その役職は現在全員男性となっている。		関係機関への委員推薦依頼の際に、推薦書に女性参画の推薦について一文を明記して各機関に周知する。	
19		危険物課	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物施設事故の原因調査等の分野において、女性学識経験者が少ない現状がある。		引き続き、人材検索システムの活用や、委員からの紹介等により目標達成に努める。	
20		危険物課	川崎市危険物等保安審議会	学識経験者枠で、危険物等取扱い事業所の環境安全部門の女性管理職が少ない現状がある。	令和2年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者などの関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。		令和4年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達した働きかけを実施する。
21	教育委員会事務局	文化財課	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会	学識経験者枠で研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ない現状である。	現在の学識経験者に後任としての女性学識経験者の紹介をお願いする。 1人増やす(16.7%)		継続して目標比率に到達した選任を行う

参 考 资 料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく
附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を令和3年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、男女共同参画推進員（各所管局庶務担当課長）の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名							新規設置・改選年月日		年 月 日						
根拠法令等							再任の取扱い (○をつける)		あり なし						
区 分		現 状 値 (※改選時に記入)				選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性
委 員 内 訳	学識経験														
	団体推薦														
	市民公募														
	行政職員														
	合 計														
※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由															

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期满了 年月日	女性委員ゼロとなった理 由	女性の参加促進計画		
						令和元年度	令和2年度	令和3年度
						目 標	目 標	目 標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

令和元(2019)年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

令和元(2019)年11月発行

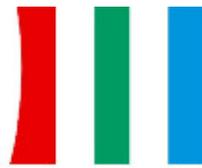
所管：川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
男女平等推進担当

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

電話：044-200-2300 FAX：044-200-3914



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市